

紹介手数料の返金規定

株式会社地方創生推進協同機構

1. 求人者（以下、乙とする）は人材紹介会社（株式会社地方創生推進協同機構。以下、甲とする）に対し、甲の紹介した求職者（以下、「求職者」という）と乙の間の雇用契約が、求職者の入社後3ヶ月未満に、求職者の都合により退職または求職者の責めに帰すべき事由によって終了したときは、返金規定に基づき、紹介手数料の全部または一部の返金を求めることができる。

2. 求職者が乙の責めに帰すべき事由によって退職した場合、または求職者の死亡その他不測の事態によって雇用契約が終了した場合には、乙は甲に対し、紹介手数料の全部または一部の返金を求めることが出来ないものとする。

3. 乙は甲に対し、書面をもって、紹介手数料の返金を請求しなければならない。甲は乙に対し、書面による請求月の翌月末までに、相応の紹介手数料の全部または一部を返金するものとする。

返金内容

入職日1ヶ月未満の退職 紹介手数料金の80%をご返金いたします。

入職日1ヶ月を超え3ヶ月未満の退職 紹介手数料の50%をご返金いたします。

入職日より3ヶ月を経過してからの退職 ご返金はありません。

なお、返金規定は基本契約書および個別契約により別の定めに変更する場合があります。